

2025 年 10 月 17 日

スタッフ各位

株式会社ワークオール

【スタッフの皆さんへ重要な注意喚起です】
テールゲートリフターの操作は禁止されています！

令和 6 年 2 月 1 日からの法改正により、テールゲートリフターを使用して荷を積み卸す作業（スイッチ操作を含む）は、**特別教育を修了した方のみが行える業務**となりました。

当社では、令和 6 年 2 月より派遣スタッフの皆さんがこの作業を行うことを**全面的に禁止**しています。

🚫 禁止されている作業の例

- ・ テールゲートリフターのスイッチを押す
- ・ 昇降板を開閉・格納する
- ・ 荷物をリフター上に乗せたり下ろしたりする

💬 お客様から依頼を受けた場合は…

「申し訳ありませんが、会社からテールゲートリフターの作業は禁止されています。

必要であれば支店に確認してください。」

と丁寧にお伝えし、**作業を行わないように**してください。

安全第一で、無資格作業のトラブルや事故を防ぎましょう。

皆さん一人ひとりの安全意識が、信頼される現場づくりにつながります。

【参考】

陸上貨物運送事業労働災害防止協会 特設ページ

<http://rikusai.or.jp/measures/niyakuboushi/#kisoku>